

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	3
許認可等の種類	都道府県ナースセンターの指定			
根拠法令条例 等・条項	看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条			
許認可等の概要	都道府県ナースセンターの指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令に定めつくされているため)</p> <p>【参考】看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項、第2項 第14条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県に一個に限り、都道府県ナースセンター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法(昭和22年法律第141号)第33条第1項の許可を受けて看護師等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 既に1個指定済みであり、他の申請が見込まれないため。			
期間の制定根拠				